

武雄市水防計画

【令和7年4月改訂版】



武雄市防災・減災課

<目 次>

| | |
|--|----|
| 第1章 総 則 | |
| 第1節 目 的 | 1 |
| 第2節 用語の定義 | 1 |
| 第3節 水防の責任等 | 2 |
| 第4節 水防計画の変更 | 4 |
| 第5節 安全配慮 | 4 |
| 第2章 水防組織 | |
| 第1節 武雄市水防協議会 | 5 |
| 第2節 水防組織 | 5 |
| 第3節 都道府県大規模氾濫減災協議会 | 8 |
| 第3章 水防情報 | |
| 第1節 水位の観測・通報 | 9 |
| 第2節 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報 | 9 |
| 第3節 水位の基準 | 10 |
| 第4節 水位到達情報の通知 | 11 |
| 第4章 水防警報 | |
| 第1節 安全確保の原則 | 12 |
| 第2節 県が行う洪水・高潮時の河川に関する水防警報 | 12 |
| 第3節 国土交通大臣が発する水防警報 | 13 |
| 第5章 洪水予報 | |
| 第1節 六角川水系洪水予報 | 15 |
| 第2節 松浦川水系洪水予報 | 17 |
| 第6章 気象等の通報等 | |
| 第1節 気象・高潮・津波・洪水などに関する 注意報・警報・特別警戒警報等の伝達 | 19 |
| 第2節 土砂災害警戒情報の発表 | 20 |
| 第3節 気象予報等の情報収集 | 20 |
| 第7章 ダムの管理・水門等の操作 | |
| 第1節 ダムの管理 | 22 |
| 第2節 水門等の操作 | 23 |
| 第3節 ダム・水門等の操作の連絡 | 23 |
| 第8章 水防活動 | |
| 第1節 水防活動の実施 | 24 |
| 第2節 緊急通行 | 25 |
| 第3節 水防信号及び標識 | 26 |
| 第4節 水防活動報告 | 27 |
| 第5節 水防活動の推進 | 27 |
| 第9章 協力及び応援 | |
| 第1節 河川管理者の協力 | 29 |

| | | | |
|------|---|-------|----|
| 第2節 | 国との協力 | | 29 |
| 第3節 | 水防管理団体相互の協力 | | 29 |
| 第4節 | ボランティア団体の活用 | | 29 |
| 第5節 | 水防協力団体の指定 | | 30 |
| 第10章 | 自衛隊及び警察官の出動要請 | | 31 |
| 第11章 | 水防訓練 | | 31 |
| 第12章 | 水防啓発 | | 31 |
| 第13章 | その他 | | |
| 第1節 | 避難のための立退き | | 32 |
| 第2節 | 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置 | | 32 |
| 第3節 | 公用負担 | | 34 |

1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体たる武雄市が、同法第33条第1項の規定に基づき、武雄市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市内の地域にかかる河川、ため池の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- 1 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。
- 2 水防管理者（法第2条第3項）
指定水防管理団体である市町長をいう。
- 3 消防機関（法第2条第4項）
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。
- 4 消防機関の長（法第2条第5項）
消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。
- 5 水防団
武雄市消防団をいう。

水防の機関（水防法第5条）

 - 1 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
 - 2 前条の規定により指定された水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団をおかななければならない。
 - 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。
- 6 洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項）
国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。
- 7 水防警報（法第2条第8項、法第16条）
河川、海岸について、洪水、又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、国土交通大臣又は県知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、及び氾濫発生情報のことをいう。

- 【警戒レベル 1 相当】水防団待機水位（通報水位（指定水位））
 - ・各水防機関が水防体制に入る水位であり、量水標等の設置されている地点ごとに定められている。

- 【警戒レベル 2 相当】氾濫注意水位（警戒水位）
 - ・水防団の出動の目安となる水位であり、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

- 【警戒レベル 3 相当】避難判断水位
 - ・市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、市民に対し氾濫に関して注意喚起する水位をいう。

- 【警戒レベル 4 相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第 13 条第 1・2 項）
 - ・市長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起こるおそれがある水位をいう。

- 【警戒レベル 5 相当】氾濫発生

9 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 市（水防管理団体）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。（法第 15 条の 3）
- (8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- (9) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

- (11) 緊急通行（法第 19 条）
- (12) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (14) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (16) 公用負担（法第 28 条）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (18) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (19) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (20) 水防協議会の設置（法第 34 条）
- (21) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (24) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (8) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (11) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- (12) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- (13) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

3 国土交通省（武雄河川事務所長）の責任

- (1) 市（水防管理団体）が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第 32 条）

- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 気象庁長官（佐賀地方気象台長）の責任
洪水等の予報の通知（法第 10 条第 1 項）

5 市民等の義務

市長（水防管理者）又は杵藤地区消防本部消防長（消防機関の長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市民又は水防の現場にいる者をして水防に従事させることができる。（法第 24 条）
また、市民は水害が予想される場合は、水防に協力するように努めなければならない。

第 4 節 水防計画の変更

1 水防計画の変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて「武雄市水防計画」に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 水防協議会の設置

市は、「武雄市水防計画」、その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第 5 節 安全配慮

洪水、内水又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

【水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

第1節 武雄市水防協議会

法第34条の規定に基づき、市の水防計画についての調査審議を武雄市水防協議会において行う。

【 資料編 第1 武雄市水防協議会委員名簿 参照 】

第2節 水防組織

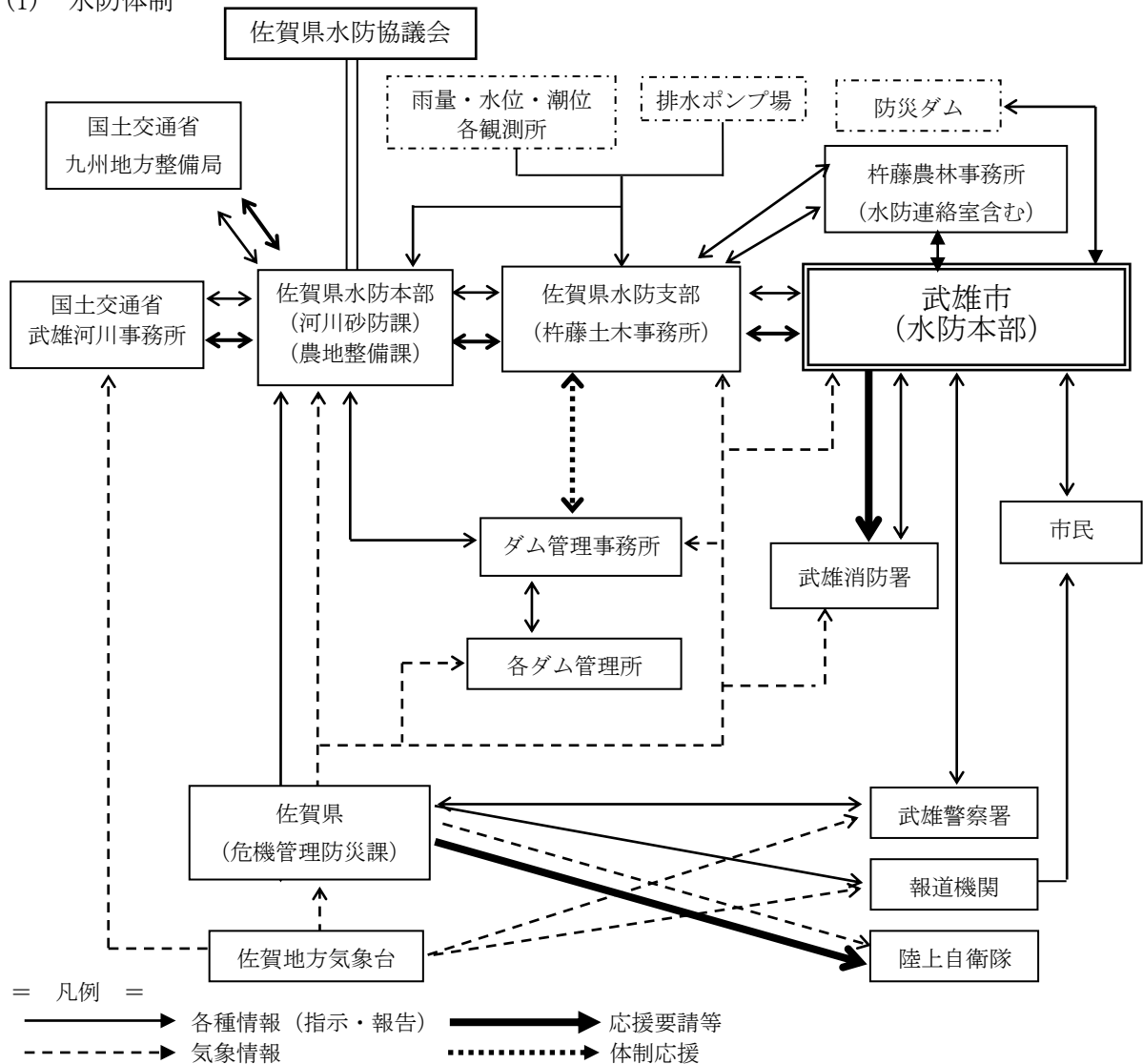
市は、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれなくなったと認められるときまで、本庁に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

武雄市地域防災計画 第2編第3章第1節第1項 市の活動体制 に準ずる。

1 県の水防組織

(1) 水防体制



(2) 水防配備

水防配備につく時期及び解除については、国土交通大臣及び知事の発する水防警報その他の状況判断のうえ、水防管理者が自主的に行う。ただし、水防上緊急を要する時は、知事が指示することができる。(法第30条)

2 武雄市の水防組織

(1) 水防体系

ア 市は、県から水防法第4条に基づき、指定水防管理団体として指定され、また水防管理者として市長が指定されている。

イ 水防管理者である市長は、市全域における水防を統括すべき責任を有する。

(2) 災害対策本部

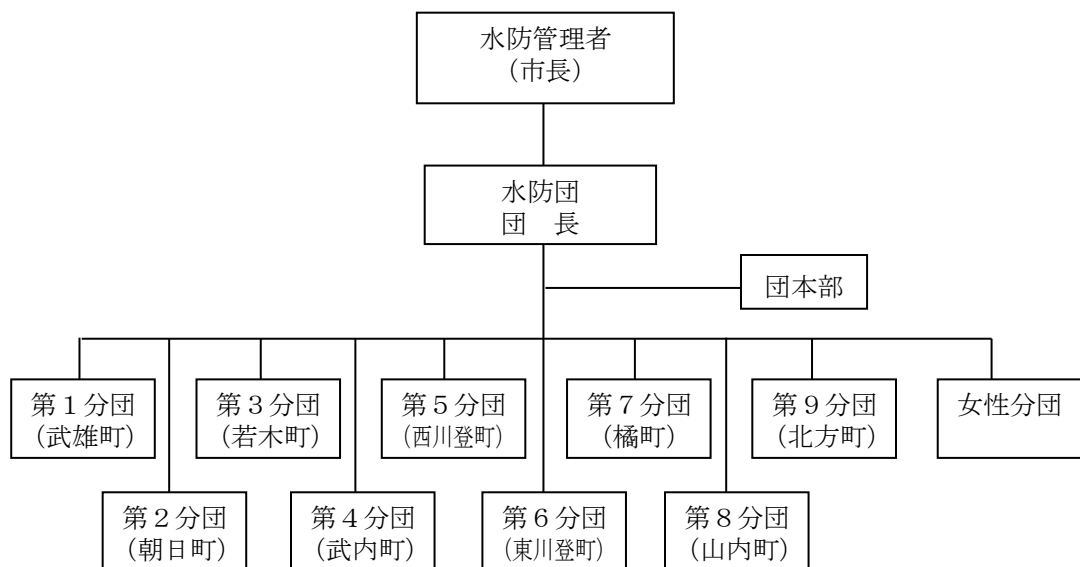
ア 武雄市地域防災計画に基づき災害対策本部等が設置された場合は、配備態勢の段階に応じ水防本部を包括する。

イ 水防の実施にあたっては、消防署、水防団をして所轄のもとに行動させる。

(3) 水防団

各分団は、部単位に定められた計画により、水防業務を行う。

◀ 水防団の編成 ▶



【資料編 第2 武雄市水防団名簿】

(4) 配備体制

ア 災害出動

水防団は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市内での災害時における適切な出動体制を確立し、迅速かつ効果的な災害防止活動を遂行する。

イ 出動体制

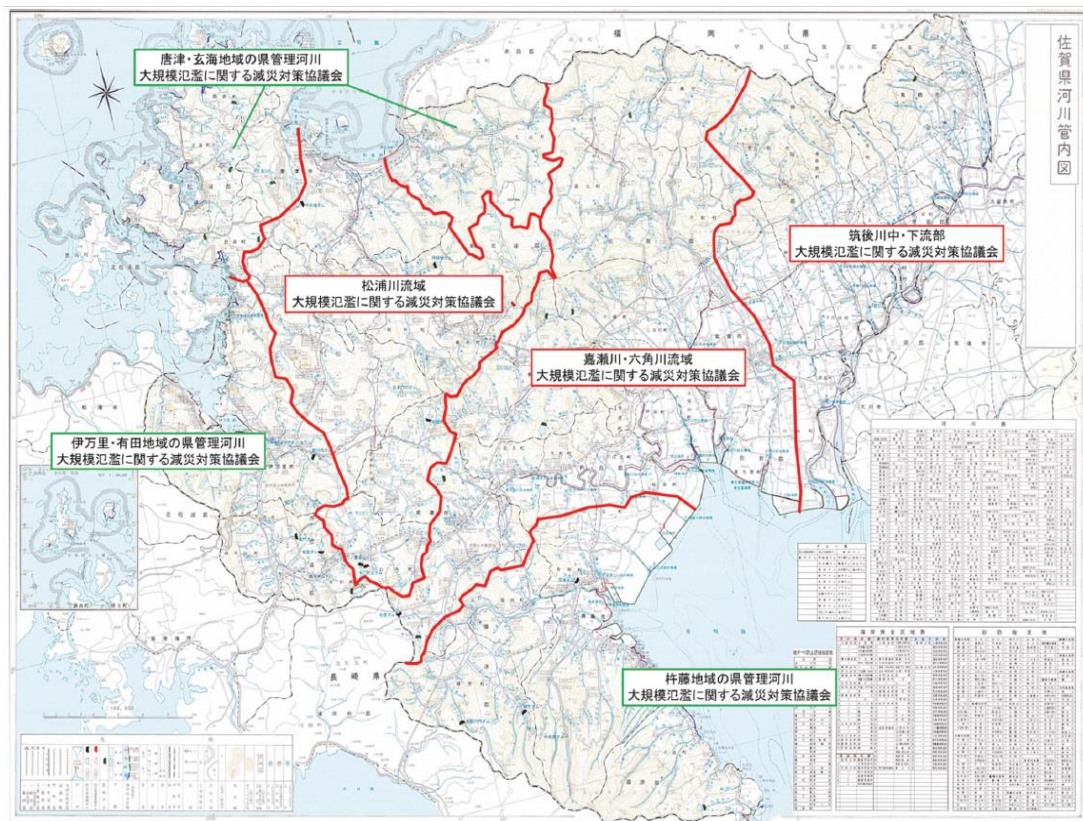
| 災害の状況等 | 市の体制 | 水防団の体制 |
|---|---------|--|
| ○市内に、各注意報が発表された場合で、被害のおそれがある場合 | 予備配備体制 | ○団本部（団長・副団長） ・体制 自宅待機 ・任務 情報収集 ○分団 ・体制 自宅待機 ・任務 情報収集 |
| ○「災害対策本部」や「災害警戒本部」を設置するまでに至らない程度であって、水防管理者（不在の時は、防災・減災課長）が必要と認める場合 ・市内に、各警報が発表された場合 ・市内に、各注意報が発表された場合で、被害のおそれがある場合 ・市内に台風の接近・到達若しくは前線が停滞し、大雨等が予測される場合 | 災害情報連絡室 | ○団本部（団長・副団長） ・体制 災害対策本部室 ・任務 情報収集 必要に応じ現場指揮本部 ○分団 ・体制 関係部出動 ・任務 警戒パトロール 必要に応じ応急措置 |
| ○「災害対策本部」を設置するまでに至らない程度であって、水防管理者（不在の時は、危機管理監）が必要と認める場合 ・市内に、水害が発生した場合 ・市内で高齢者等避難を発令した場合 ・市内に、各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合 | 災害警戒本部 | ○団本部（団長・副団長） ・体制 災害対策本部室 ・任務 情報収集 必要に応じ現場指揮本部 ○分団 ・体制 関係部出動 ・任務 応急措置、災害復旧 他部の応援等 |
| ○水防管理者（不在のときは、副市長、危機管理監の順）が必要と認める場合。 ・市内に、水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・市内に、「土砂災害警戒情報」が発令され、避難指示を発令する場合 ・市内の洪水予報指定河川（六角川、松浦川）及び水位周知河川（武雄川、高橋川、松浦川）に、氾濫警戒情報、はん濫危険情報及びはん濫発生情報が発表され、避難指示等を発令する場合 | 災害対策本部 | ○団本部（団長・副団長） ・体制 災害対策本部室 ・任務 情報収集 必要に応じ現場指揮本部 ○分団 ・体制 関係部出動 ・任務 避難支援出動 被災地応援隊応答 |

第3節 都道府県大規模氾濫減災協議会

市は、知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通省大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取り組み方針」については、水防計画へ反映するなどして、取り組みを推進する。

県内の大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模大規模氾濫減災協議会の現況は、次のとおりである。

- (1) 国管理河川
 - ・筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - ・嘉瀬川・六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - ・松浦川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- (2) 県管理河川
 - ・唐津・玄海地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - ・伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - ・杵藤地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会



第3章 水防情報

第1節 水位の観測・通報

1 水位観測所

市内の水位観測所は、県管理の水位観測所が河川で11か所（うち危機管理型水位計7か所）、ダム等で8か所ある。また、国管理の水位観測所が河川で4か所（うち危機管理型水位計1か所）ある。

【 資料編 第3 水位観測所一覧 参照 】

2 カメラ監視局

市内のカメラ監視局は、県管理のカメラ監視局が10か所、国管理のカメラ監視局が16か所、市が管理するカメラ監視局が13か所19台がある。（その他2か所2台をケーブルワン提供受け。）

【 資料編 第4 河川カメラ設置箇所一覧 参照 】

3 雨量の観測

市内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が10か所ある。また、国管理の雨量観測所が河川で6か所、市が管理する雨量観測所が2か所ある。

【 資料編 第5 雨量観測所一覧 参照 】

4 水位の通報

市は、量水標管理者から水位の通報を受け、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(1) 通報事項

水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を水防団待機水位（通報水位）を超えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、最高水位に達し減水に向かうときは、それぞれの水位と時刻の通報を受ける。

(2) 通報の要領

市は、多様な通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

武雄市地域防災計画 第2編第3章第9節 通信計画 に準ずる。

第2節 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報

1 県管理河川

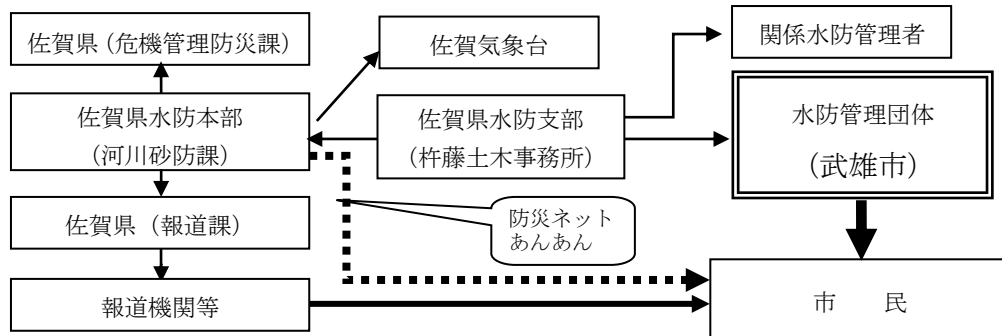
市は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水防支部（杵藤土木事務所）から情報をうける。

2 国管理（直轄）河川

市は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、国土交通省武雄河川事務所から水防支部（杵藤土木事務所）を通じ情報を受ける。

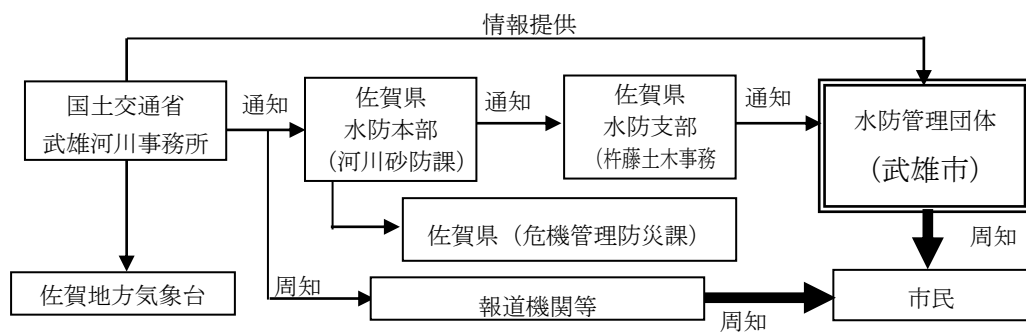
【 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の経路 】

〔 県管理河川 〕



※県管理河川についての氾濫危険水位情報の発表・解除の通知及び周知は事項の様式による。

〔 国管理（直轄）河川 〕

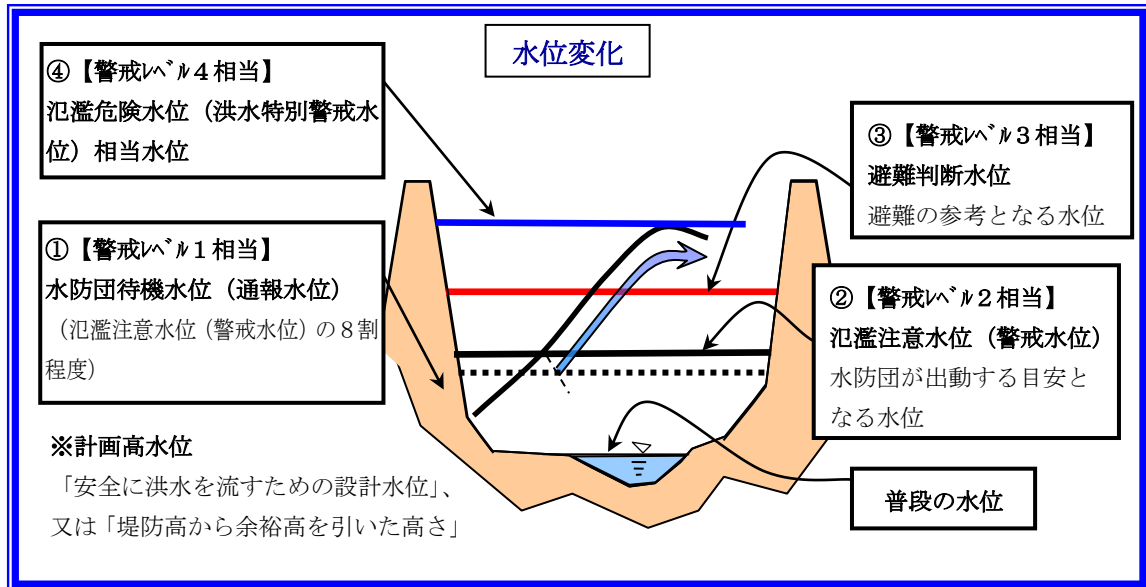


第3節 水位の基準

「資料編 第3 水位観測所一覧」の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）相当水位は以下の基準の他、危険と判断される水位に達するまでの行動に必要な時間、頻度等を総合的に判断し決定された。

| 区分 | | 設定基準 |
|-----------|----------------------|--|
| 警戒レベル1 相当 | 水防団待機水位 (通報水位) | 氾濫注意水位（警戒水位）の8割程度 |
| 警戒レベル2 相当 | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 対象区間の状況、過去の洪水等の被害状況などから、災害発生水位と予想して定められるものであるが、通常は計画水位の6割程度とし、また未改修部については堤防の上端（左右岸高低差がある場合は、低い上端を基準とする。）から5割程度とし、急流河川においてはこれよりさらに低くする。 |
| 警戒レベル3 相当 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位に到達するまでに、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定 |
| 警戒レベル4 相当 | 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) | 計画高水位、もしくは越水又は溢水が発生するまでの間で、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇及び避難等に要する時間を考慮した水位のいずれか低い方を設定 |

【参考】水位模式図



第4節 水位到達情報の通知

【資料編 第6 情報通知様式 参照】

知事が水位到達情報の通知および必要に応じ周知する河川

| 河川名 | 基準地点 | 氾濫注意水位 (m) | 避難判断水位 (m) | 氾濫危険水位 (m) | 氾濫危険水位から天端までの余裕高 (m) |
|-----|----------------|------------|------------|------------|----------------------|
| 松浦川 | 武内 (武内町真手野) | 3.00 | 3.30 | 3.74 | 1.26 |
| 武雄川 | 杉橋 (武雄町永島) | 2.40 | 3.47 | 3.71 | 0.69 |
| 高橋川 | 高橋 (朝日町甘久) | 1.60 | 1.93 | 2.11 | 0.49 |

第4章 水防警報

第1節 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって、災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保を配慮して通報するものとする。

第2節 県が行う洪水・高潮時の河川に関する水防警報

知事は、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

また、水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通期するものとする。

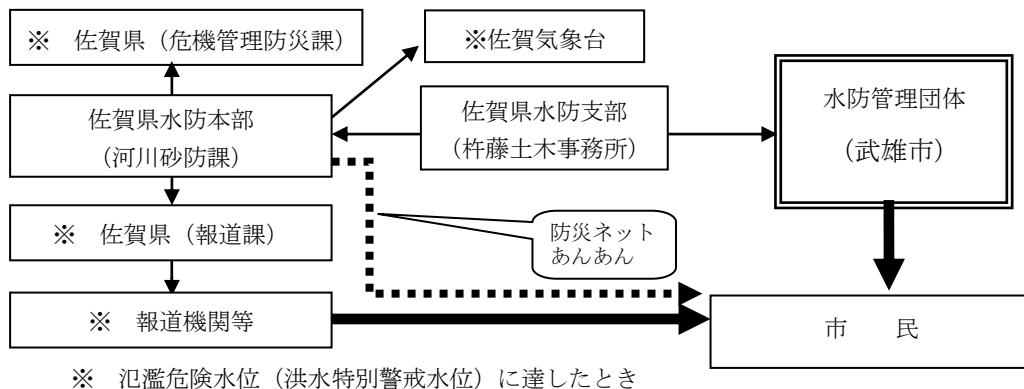
1 水防警報の発表者

洪水・高潮時の河川に関する水防警報は、水防支部長（杵藤土木事務所長）が発表する。

2 種類及び発表基準

| 段 階 | 内 容 |
|---|--|
| 待機警報 | 量水標等の設置されている地点ごとに知事が定める通報水位である水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、水防に関係する機関の職員に待機を水防支部長が警報するもの。 |
| 準備警報 | 水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に関係のある職員の出動を行い水防資機材の整備点検、水門などの開閉時の準備を水防支部長が警報するもの。 |
| 出動警報 | 氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある職員の出動を水防支部長が警報するもの。 |
| 解 除 | 氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき水防活動の終了を水防支部長が通知するもの。 |
| 地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防支部長が水防警報を発表する。 | |

3 通報系統



4 県知事が水防警報を発表する河川

| 河川 | 区 域 | 水防警報 発表者 |
|-----|---|-----------------|
| 武雄川 | 武雄市武雄町大字武雄 県道武雄塩田線第一笹橋から 武雄大橋まで | 支部長 杵藤土木事務所長 |
| 高橋川 | 武雄市朝日町大字甘久 享保橋から武雄川合流点まで | 支部長 杵藤土木事務所長 |
| 松浦川 | 武雄市武内町梅野 有ノ木橋から 武雄市若木町本部字野々瀬 萩の尾井堰まで | 支部長 杵藤土木事務所長 |

5 水防警報対象量水標及び条件（洪水・高潮）

| 河川 | 量水標名 | 待 機 | 準 備 | 出 動 | 解 除 |
|-----|------|---|---|---|---|
| 武雄川 | 杉 橋 | 水防団待機水位 (1.90m)に達し、上 流の降雨状況によ り、なお、上昇の 見込みがあるとき | 水防団待機水位 (1.90m)を超え、氾 濫 注 意 水 位 (2.40m)に達す と思われるとき | 氾濫注意水位 (2.40m)に達し、な お、上昇すると思 われるとき | 氾濫注意水位 (2.40m)を下り、再 び増水のおそれが ないと思われる時 き |
| 高橋川 | 高 橋 | 水防団待機水位 (1.40m)に達し、上 流の降雨状況によ り、なお、上昇の 見込みがあるとき | 水防団待機水位 (1.40m)を超え、氾 濫 注 意 水 位 (1.60m)に達す と思われるとき | 氾濫注意水位 (1.60m)に達し、な お、上昇すると思 われるとき | 氾濫注意水位 (1.60m)を下り、再 び増水のおそれが ないと思われる時 き |
| 松浦川 | 武 内 | 水防団待機水位 (2.40m)に達し、上 流の降雨状況によ り、なお、上昇の 見込みがあるとき | 水防団待機水位 (2.40m)を超え、氾 濫 注 意 水 位 (3.00m)に達す と思われるとき | 氾濫注意水位 (3.00m)に達し、な お、上昇すると思 われるとき | 氾濫注意水位 (3.00m)を下り、再 び増水のおそれが ないと思われる時 き |

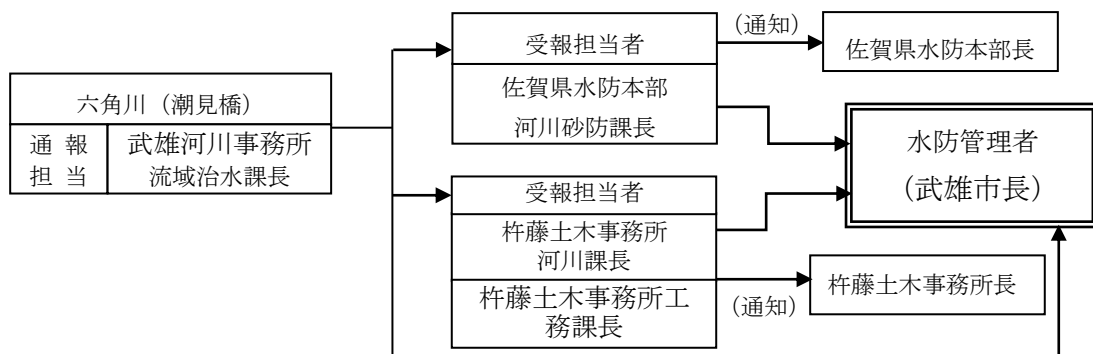
第3節 国土交通大臣が発する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

1 水防警報の発令者

| 河川名 | 発令者 | 責任者官職 |
|-----|---------|--------|
| 六角川 | 武雄河川事務所 | 所長 |
| 松浦川 | | 国土交通技官 |

2 通報系統



3 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

| 河川 | 区 域 |
|-----|---|
| 六角川 | 左岸 武雄市橋町大字永島字潮見17488番地先 右岸 武雄市橋町大字永島北上野5056番地先 } から海まで |
| 武雄川 | 左岸 武雄市武雄町大字永島字戸井渡 右岸 武雄市武雄町大字永島字牛飼 } から幹川合流点まで |
| 松浦川 | 両岸 武雄市若木町本部字野々瀬萩ノ尾井堰から海まで |

4 水防警報対象量水標及び条件

| 河川 | 量水標名 | 待 機 | 準 備 | 出 動 | 解 除 |
|-----|------|---|--|---|--|
| 六角川 | 潮見橋 | 水防団待機水位 (1.50m)に達し、氾 氾濫注意水位 (2.50m)に達する と思われるとき | 水防団待機水位 (1.50m)を超え、氾 濫注意水位 (2.50m)を突破す と思われるとき | 氾濫注意水位 (2.50m)に達し、な お、上昇すると思 われるとき | 氾濫注意水位 (2.50m)以下に下 って、再び増水 のおそれがないと思 われるとき |

第5章 洪水予報

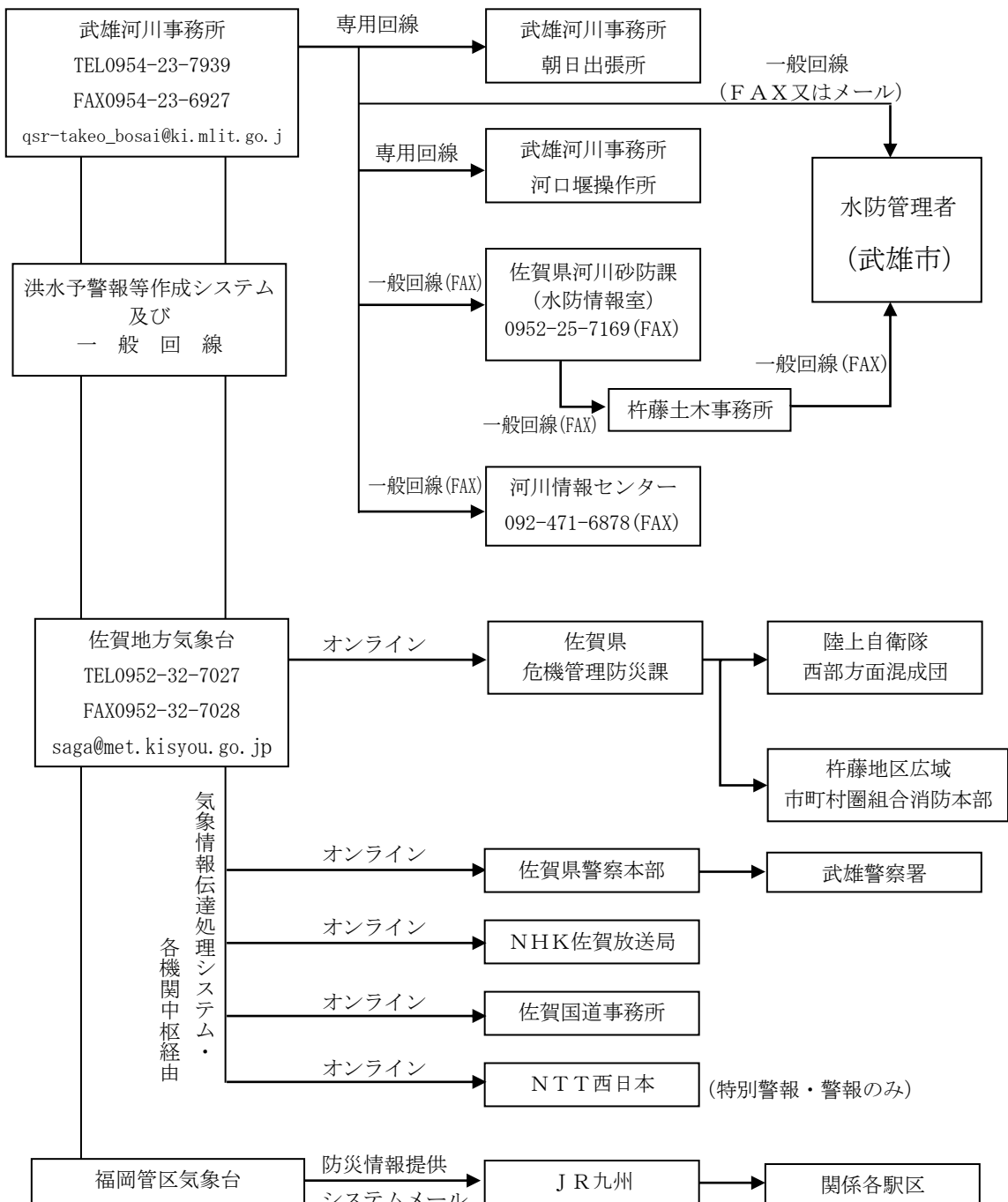
水防法及び気象業務法により、水防に関する業務を行う国土交通省大臣と気象長官が共同して行う。知事は国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者及び量水票管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

洪水予報の種類には、「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」、「氾濫発生情報」がある。

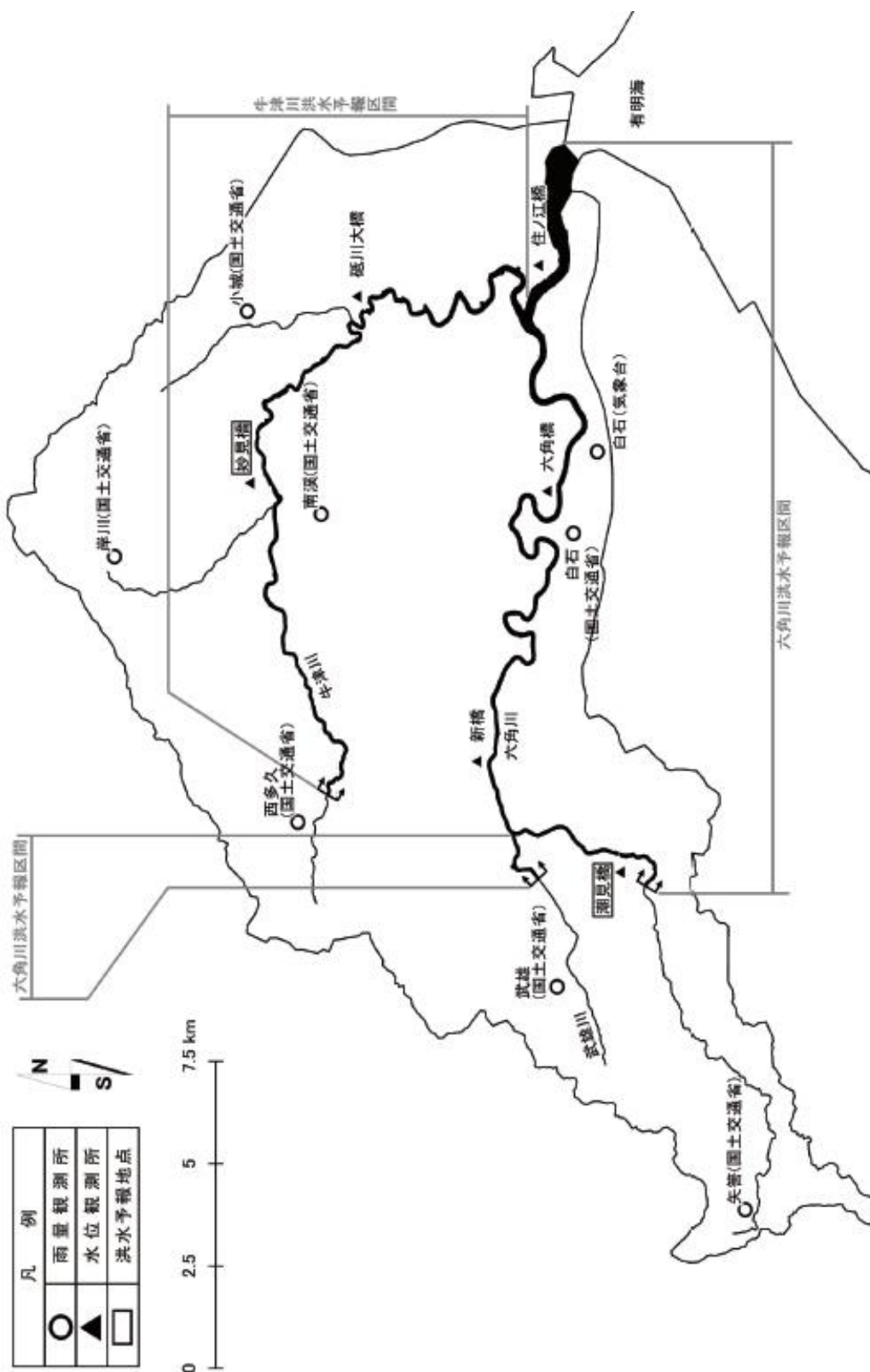
第1節 六角川水系洪水予報

武雄河川事務所と佐賀地方気象台が共同して行う。

1 伝達系統図



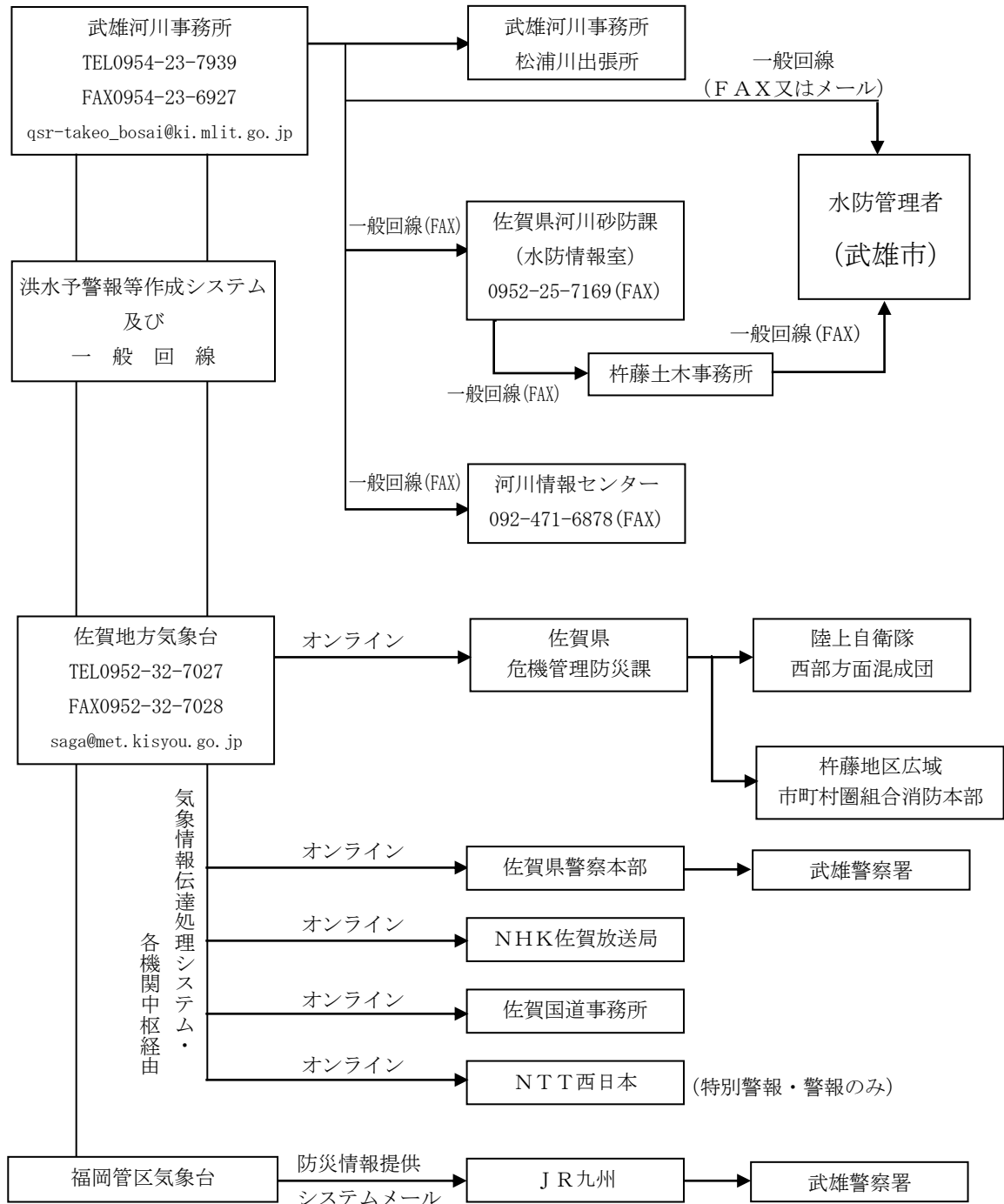
2 六角川水系洪水予報区間および雨量・水位観測所配置図



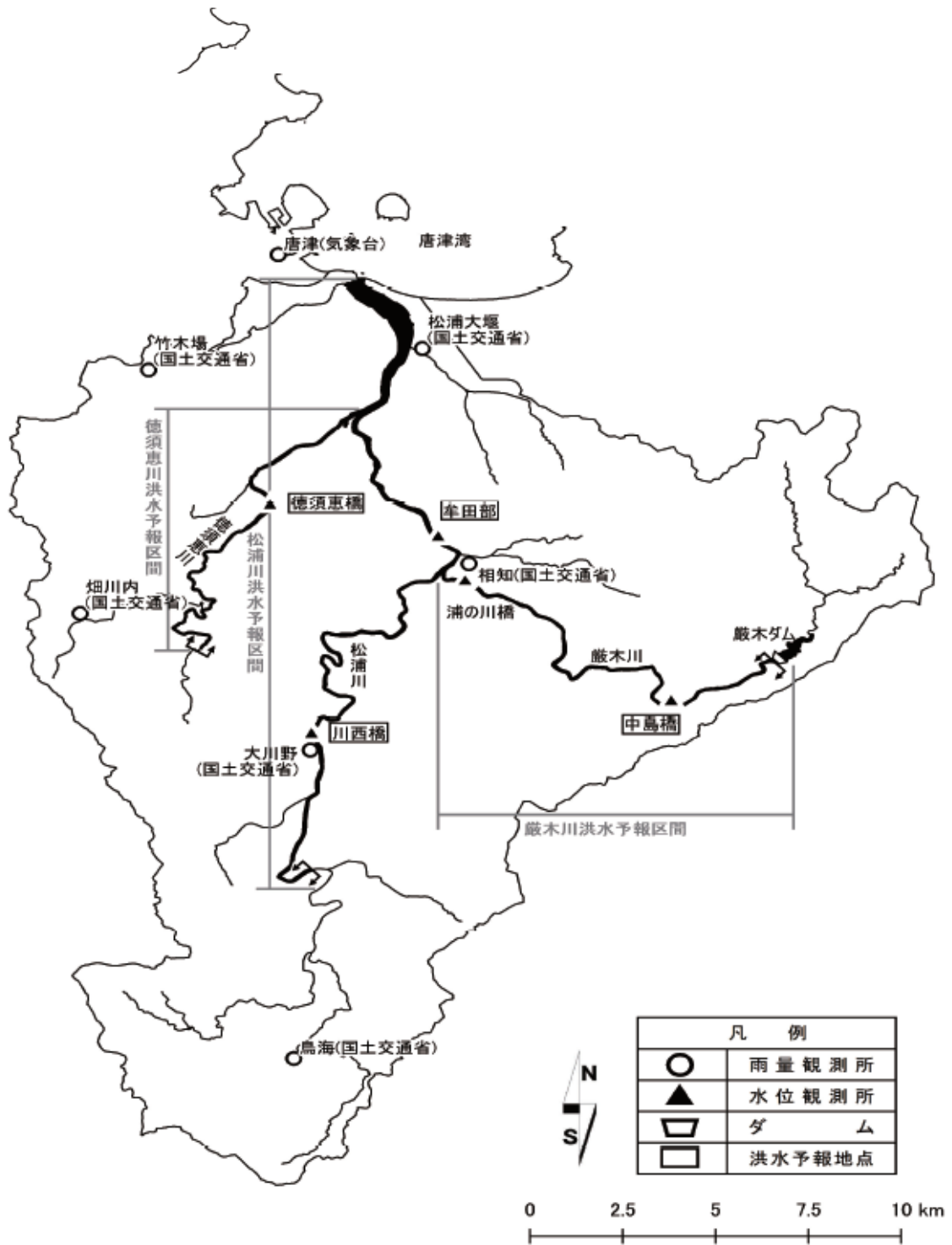
第2節 松浦川水系洪水予報

武雄河川事務所と佐賀地方気象台が共同して行う。

1 伝達系統図



2 松浦川水系洪水予報区間および雨量・水位観測所配置図



- 【 資料編 第7 河川氾濫注意情報形式 参照 】
- 【 資料編 第8 河川水位危険度表・参考資料 参照 】
- 【 資料編 第9 国土交通大臣と気象庁官が共同して行う洪水予報地点 参照 】

第6章 気象等の通報等

第1節 気象・高潮・洪水などに関する注意報・警報・特別警報等の伝達

1 注意報・警報・特別警報等の伝達

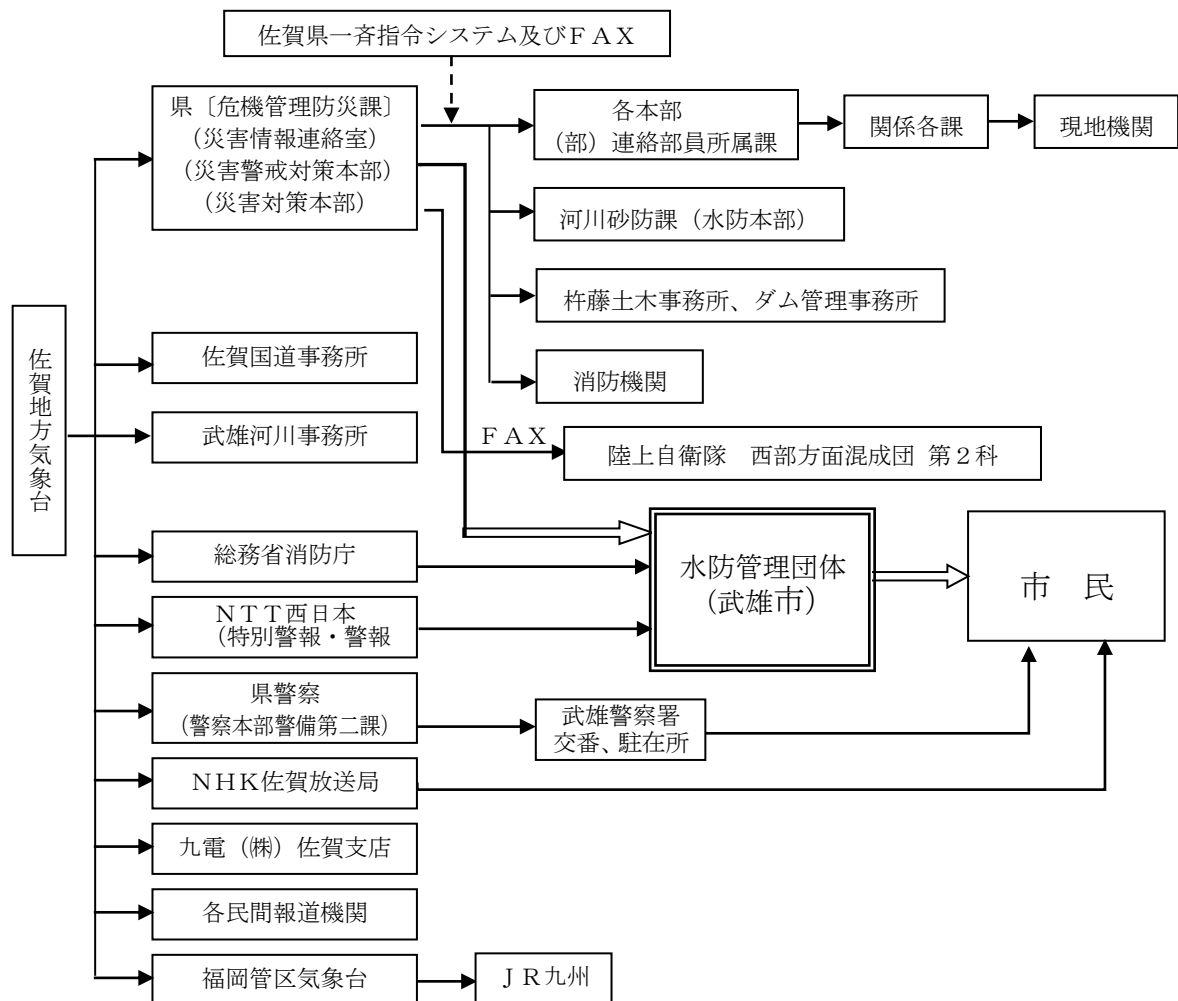
佐賀地方気象台から注意報・警報等の通知を受けた場合、県の通常の伝達系統は、下表のとおりである。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・注意報・・・気象現象等によって災害が起るおそれがあると予想した場合に、その旨を注意して行う予報 ・警報・・・気象現象等によって重大な災害が起るおそれがあると予想した場合に、その旨を警告して行う予報 ・特別警報・・・気象現象等によって重大な災害の起るおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報 ・気象情報・・・気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 |
|--|

2 水防配備体制時の伝達

水防本部長は、佐賀地方気象台から水防に関係ある注意報及び警報等の通知を受けた時は必要に応じ水防配備体制に入り、各水防支部及び関係機関に通報する。

【表 気象警報の伝達系統図】



第2節 土砂災害警戒情報の発表

1 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報

- ① 発表内容・・・警戒対象地域、警戒解除地域、警戒文、補足情報
- ② 発表方法・・・佐賀地方気象台及び佐賀県から「佐賀県土砂災害警戒情報第〇号」として発表される。佐賀県一斉指令システムにより、武雄市に通報される。

2 情報の伝達

市は、危険の緊迫性に応じて避難指示等の伝達分の内容を工夫すること、市の対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

武雄市地域防災計画 第2編第3章第2節第1項 警報等の伝達等に準ずる。

- 【 資料編 第10 佐賀県土砂災害警戒情報（例）形式 参照 】
- 【 資料編 第11 土砂災害警戒情報の伝達先等 参照 】
- 【 資料編 第12 土砂災害警戒情報の伝達系統図 参照 】
- 【 資料編 第13 土砂災害警戒情報の文章（例） 参照 】
- 【 資料編 第14 報告様式 参照 】

第3節 気象予報等の情報収集

天気予報、雨量、河川の水位等については、以下のホームページやパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

(1) 気象予報

- ・ 佐賀地方気象台
<https://www.data.jma.go.jp/saga/>
- ・ 気象警報・注意報（佐賀県）
https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=410000
- ・ アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/33/130/&elem=precipitationlh&contents=amedas &interval=60>
- ・ ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 今後の雨（降水短時間雨量）
<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>
- ・ キキクル（危険度分布）（土砂災害・浸水害・洪水害）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>
- ・ 流域雨量指数の予測値（佐賀県）
https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=offices&area_code=410000

(2) 雨量・河川水位

- ・ 川の防災情報

- 【PC・スマートフォン共通】 <https://www.river.go.jp/index>
- ・川の水位情報
 - 【PC・スマートフォン共通】 <https://k.river.go.jp/>
 携帯電話事業所が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して受信者側が要求しなくても国土交通省から河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に達した）、氾濫が発生した場合、情報をスマートフォンを含む携帯電話ユーザーへ周知されます。
 対象河川：六角川・武雄川・松浦川
- ・水害リスクライン
<https://frl.river.go.jp/#>

(3) 潮位・高波

- ・ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）
 - 【PC】 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
 - 【スマートフォン】 <https://nowphas.mlit.go.jp>
- ・潮位情報リンク
https://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html
- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/33/130/&contents=tidelevel>
- ・波浪実況・予想図
<https://www.data.jma.go.jp/gmd/waveinf/tile/jp/index.html>

2 佐賀県

- ・防災・減災さが
<https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/default.html>
- ・すい防くん（佐賀県河川情報）
 - 【PC版】 <https://kasen.pref.saga.lg.jp/gispub/>
 - 【スマホ版】 https://kasen.pref.saga.lg.jp/river_sp/
 - 【ガラケー版】 <https://kasen.pref.saga.lg.jp/fp/>
- ・佐賀県 防災・緊急マップ
<https://www2.wagmap.jp/pref-saga/Portal>
- ・防災ネットあんあん
<https://esam.jp/>

3 武雄市

- ・防災アプリ たけぼう
 武雄市の防災情報をリアルタイムに受け取れるアプリ
<https://www.city.takeo.lg.jp/benri/anzen/010255.html>



第7章 ダムの管理・水門等の操作

第1節 ダムの管理

河川管理者の洪水調節のための指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に努めなければならない。

ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の貯水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の水害被害の軽減を図る。

- 1 ダムからの放流に伴う下流の河川の安全の確保にあたっては、ダムの操作とこれに伴う危険の防止措置及び水防管理者の水防活動との連携を、あらかじめは十分に図っておくこと。
- 2 水防支部は、次の事項に特に留意すること。
 - (1) ダムの操作状況を把握しておくこと。
 - (2) ダムからの放流時においては、下流河川の状況を把握し危険防止に努める。

【資料編 第15 ダム設置箇所一覧（洪水調節機能を有するダム） 参照】

- 3 ダムの操作は、各操作規則、細則及び下記によるもの。
 - (1) 洪水
洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、表に示す量以上である場合における当該流水とする。
 - (2) 洪水期間及び非洪水期間
平常時最高貯水位（常時満水位）及び洪水時最高水位（サーチャージ水位）は表に示すものとする。
 - (3) 洪水警戒体制とその処理
ア ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、佐賀地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
イ 所長は、洪水警戒態勢をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。
 - (ア) 県土整備部河川砂防課、佐賀地方気象台その他の関係機関との連携並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
 - (イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予想すること。
 - (ウ) 洪水調節計画を遵守すること。
 - (エ) ゲート及びバルブの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備その他ダム操作に関し必要な措置をとること。
 - (4) ダムの洪水調節（本部、矢筈、狩立・日ノ峯ダム）
洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位（常時満水位）を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(5) 洪水調節等の後における水位の低下

所長は、洪水調節を行った後は又は洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が平常時最高貯水位（常時満水位）を超えているときは、すみやかに、水位を平常時最高水位（常時満水位）に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(6) 洪水に達しない流水の調節

所長は、気象、水象及びその他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(7) 洪水警戒体制の解除

所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(8) 放流の通報

所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（第32条）の規定により、あらかじめ知事、市長、武雄警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

表 各ダムの洪水量

| ダム名 | 洪水量 (m^3/s) | NWL (m) (平常時最高貯水位) | SWL (m) (洪水時最高水位) |
|----------|----------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 本部ダム | 6.0 | 145.30 | 150.00 |
| 矢筈ダム | 7.0 | 100.60 | 104.30 |
| 狩立・日ノ峯ダム | 10.0 | 111.00 | 114.50 |

第2節 水門等の操作

水門等の管理者は、各施設の操作規則に基づき、的確な操作を行うものとする。ただし、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先する。

【 資料編 第16 水こう門設置箇所一覧表 参照 】

【 資料編 第17 排水ポンプ設置箇所一覧表 参照 】

第3節 ダム・水門等の操作の連絡

ダム・水こう門等の管理者は、各施設の操作規則に基づき、操作等の状況を直ちに杵藤土木事務所、市に迅速に連絡すること。

第8章 水防活動

水防配備体制の発令は、水防管理者（市長）が行うが、水防管理者が不在の場合で、緊急を要する場合は、副市長または総務部危機管理監が発令し、水防管理者に報告する。

解除についても発令に準ずる。

第1節 水防活動の実施

1 被害のおそれのある場合

(1) 水防団員を直ちに備え付けの資材及び機材をもって水防作業に従事させ、被害の防止・軽減に努める。資材の輸送方法は、迅速かつ適切な方法により現地に輸送する。資器材等が不足する場合は、消防団本部を通じ、災害対策本部へ要求する。

(2) 巡視及び警戒

ア 洪水

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、異常な状態及び兆候を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、水防支部長及び河川等の管理者に連絡し、水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

異常な状態・兆候

- ①堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

イ 高潮

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他の重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、異常な状態及び兆候を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに水防支部長に連絡し、水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

異常な状態・兆候

- ①堤防から水があふれるおそれがある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

2 被害が発生した場合

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生した時は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、河川堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

この際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときは、自身の避難を優先する。

- (2) 水防団は、市や関係機関等との協力体制の下、自身の安全確保に留意（第1章第5節）し、下記の項目等について円滑な活動を行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視・ 避難誘導活動・ 被災者の救出・救助活動・ 土のう等の災害防除活動・ その他の災害応急対策業務 |
|--|

【 資料編 第18 水防倉庫及び水防機資材配置表 参照】

【 資料編 第19 河川の重要水防箇所 参照 】

【 資料編 第20 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路 参照 】

【 資料編 第21 水防警戒を要するため池一覧（R6） 参照 】

【 資料編 第22 立ち退き避難指示予定場所 参照 】

第2節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団員及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第3節 水防信号及び標識

「佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）」に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。

1 水防信号

| 方法 区分 | 信号の意 | 警鐘信号 | サイレン信号 |
|----------|---|------------------|--|
| 第1信号 | 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの | ○休止 ○休止 ○休止 | ○－休止 ○－休止 ○－休止 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 |
| 第2信号 | 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの | ○-○-○ ○-○-○○-○-○ | ○－休止 ○－休止 ○－休止 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 |
| 第3信号 | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの | ○-○-○-○ ○-○-○-○ | ○－休止 ○－休止 ○－休止 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 |
| 第4信号 | 必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきを知らせるもの | 乱 打 | ○－休止 ○－休止 約1分 約5秒 約1分 約5秒 |
| 備考 | 1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時はその旨口頭伝達する。 | | |

2 水防標識

車両の緊急優先通行標識

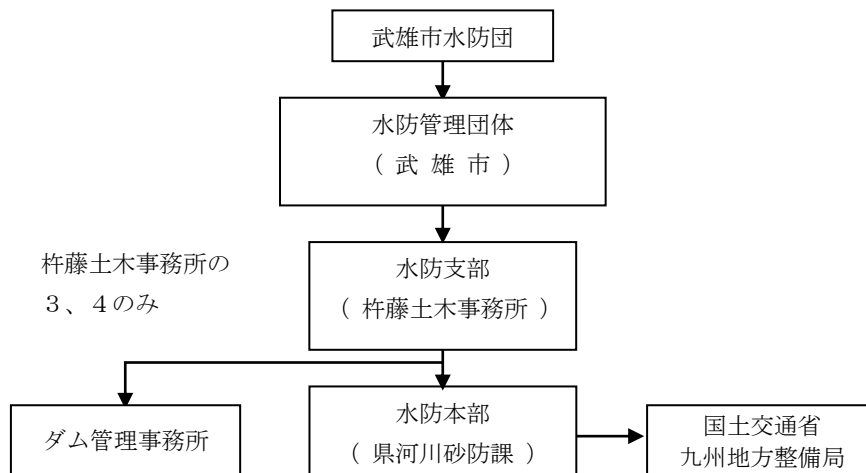


第4節 水防活動報告

【資料編 第23 活動報告様式 参照】

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を下様式により、すみやかに水防支部（杵藤土木事務所）を経由して水防本部に報告するとともに、水防本部は水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

- 1 水防活動報告
- 2 一般被害一覧
- 3 避難状況報告
- 4 浸水区域等を記入した市図



第5節 水防活動の推進

1 水防協力団体の育成強化

市は、水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

2 水防団の育成強化

市は、水防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(1) 水防団員の理解促進

水防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であること、地域住民の水防活動に対する理解を促進し、水防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(2) 水防団への参加促進

水防団への参加者が減少傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の水防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性団員の加入促進等を通じて水防団への参加を促進する。

(3) 公務員の水防団への入団促進

公務員の水防団への入団は、地域住民との深いつながりができ、非常に望ましいことから、率先して入団するよう努めるものとする。

(4) 水防団の装備の改善

水防団の装備は、水防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

(5) 水防団の教育訓練

地域防災力の中核となる水防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

(6) 水防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

武雄市地域防災計画 第2編第2章第4節第2・3項 による。

第9章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局と佐賀県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市（水防管理団体）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 市（水防管理団体）に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCVTの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

第2節 国との協力

- 1 大規模な災害時応援については「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」により、九州整備局と協定を結んでいるほか、九州地方整備局より地方自治体への災害対策用機材貸与については「地方自治体等への災害対策用機械機器貸与等要領」に定められている。
- 2 市は、災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を市独力では遂行できないと判断する場合は、県に対し、応援を要請するものとする。

武雄市地域防災計画 第2編第3章第8節 応援協力体制 による。

第3節 水防管理団体相互の協力

市は、隣接する水防管理団体と予め協力応援等水防事務に関して相互協定を結び、非常体制の準備を整えておくものとする。

第4節 ボランティア団体の活用

武雄市地域防災計画 第2編第2章第4節 災害防災ボランティアの活動整備等 による。

第5節 水防協力団体の指定

市は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

なお、法人に準ずるものとして国土交通省令で定める団体とは、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

第10章 自衛隊及び警察官の出動要請

1 自衛隊の災害派遣要請

災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、市民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は、知事に対し自衛隊法83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

武雄市地域防災計画 第2編第3章第7節 自衛隊災害派遣計画 による。

2 警察官の出動要請

水防法第22条により、水防管理者は、水防上必要な場合、武雄警察署長に対し出動を要請することができる。

第11章 水防訓練

1 県の水防訓練

県は、水防工法、避難立ち退き、通信連絡及び応急救護等の総合訓練を各機関団体等の協力を得て実施するものとし、特に必要と認めた場合は、水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。

2 市の水防訓練

武雄市総合防災訓練として実施する。

武雄市地域防災計画 第2編第2章第2節 防災訓練 による。

第12章 水防啓発

1 市は、県の啓発事業に連携し、5月1日から31日の水防月間中に、市民の水防の重要性についての広報・啓発活動を行い、水防意識の高揚を図る。

2 水防活動の理解のため、県からの水防関係のリーフレット等の市内全小中学校への配布に協力する。

第13章 その他

第1節 避難のための立ち退き

- 1 洪水、高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防本部長（知事）、その他命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住居者に対し、避難のための立ち退きの準備及び立ち退きを指示することができる。
- 2 水防管理者が避難のため立ち退きを指示したときは、速やかに水防支部に報告し、水防支部は水防本部にその旨を報告しなければならない。
また、水防管理者は、武雄警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかななければならない。

第2節 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

- 1 洪水浸水想定区域（国・県が行う業務）
国土交通大臣及び佐賀県知事は、洪水予報を行う河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知する河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。（法第14条）
- 2 高潮浸水想定区域（県が行う業務）
知事は、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。（法第14条の3）
- 3 市地域防災計画に定める事項（市が行う業務）
武雄市防災会議等は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として「武雄市地域防災計画」に次の事項について定める。（法第15条第1項、第2項）
 - (1) 洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法
 - (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等
地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとみとめられるもの。
 - イ 要配慮者利用施設
主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
 - ウ 大規模な工場その他の施設
国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）
- 4 洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底（市が行う業務）
市は、国土交通省令で定めるところにより、市地域防災計画において定められた3の各号に掲げ

る事項を住民及び滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載したハザードマップを全戸に配布し周知徹底を図る。

5 予想される水災の危険の周知等

市は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深、その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等へ浸水表示板の掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネットでの公表等により行うこととする。

6 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

（市・地下街等所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により「武雄市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めているところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、「武雄市地域防災計画」において、地下街等の所有者又は管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（法第15条第2項）

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

（市・施設の所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により「武雄市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、「武雄市地域防災計画」において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をするとともに、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する。（法第15条の3）

8 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

（市・大規模工場等の所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により「武雄市地域防災計画」に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、「武雄市地域防災計画」において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。（法第15条の4）

第3節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

| |
|--|
| <p>公用負担命令権限証</p> <p>〇〇消防団〇〇部長 何 某</p> <p>上記の者に 区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇水防管理者(〇〇消防機関の長) 何 某 印</p> |
|--|

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡さなければならない。

| |
|---|
| <p>第 号</p> <p>公用負担命令書</p> <p>目的物 種類 員数</p> <p>水防法第28条第1項により(収用処分)する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇水防管理者(〇〇水防機関の長) 何 某 印</p> <p>〇 〇 殿</p> |
|---|

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。